

お手元の健康保険証の有効期限とマイナ保険証、資格確認書について

令和6年（2024年）12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しています。

お手元の健康保険証の有効期限について

皆様のお手元にある健康保険証の有効期限は、令和6年（2024年）12月2日から、最長1年間です。

令和7年（2025年）12月2日以降、医療機関等の窓口では、「マイナ保険証」または「資格確認書」をご提示ください。

マイナ保険証について

マイナ保険証とは、健康保険証利用登録をしたマイナナンバーカードのことです。利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関等の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーで行うことができます。

マイナナンバーカードの健康保険証利用登録については、下記ページよりご確認ください。

[▶ マイナナンバーカードの保険証利用登録をされていない方](#)

マイナ保険証には、主に下記のようなメリットがあります。

- ◆ データに基づく、より良い医療が受けられる
患者ご本人の同意のもと、過去に処方された薬や診療情報、特定健診等の情報が医師・薬剤師に正確に共有されます。
- ◆ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要
突然の入院や手術の際も高額な支払い（高額療養費制度で定める限度額を超える支払い）が不要になります。
- ◆ 救急現場でも役に立つ
ご自身で持病や飲んでいるお薬などの情報を説明することが難しい状態でも、救急隊が日頃通院している医療機関やお薬の記録を確認することで、適切な応急処置や医療機関への迅速な搬送につながります。

マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限について

マイナナンバーカードの電子証明書とは、「ログインした者が利用者本人であること」を証明するもので、健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログインする際に利用します。

電子証明書の有効期限は、マイナナンバーカードの券面やマイナポータルでご確認いただけます。

※マイナナンバーカードそのものの有効期限とは異なります。

マイナンバーカードの電子証明書の更新手続きについて

有効期限の2～3ヵ月前を目途に有効期限通知書が届きますので、速やかに更新手続きをお願いします。

なお、通知が来ていなくても有効期限の3ヵ月前から更新手続きは可能です。

電子証明書の有効期限内に更新手続きができなかった場合、有効期限満了日が属する月の末日から3ヵ月間はマイナ保険証として利用可能です。

ただし、保険者資格情報の共有のみで、診療情報・薬剤情報を提供することはできません。速やかに住民票のある市区町村窓口にて電子証明書の再発行の手続きをしてください。

N-3月	N-2月	N-1月	N月	N+1月	N+2月	N+3月	N+4月～
電子証明書の更新手続き可能			電子証明書 有効期限切れ	マイナ保険証の利用可能 (保険者資格情報の共有のみ)			マイナ保険証 利用不可

マイナンバーカードの電子証明書更新手続きについては、下記ページよりご確認ください。

[▶ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れ、更新されていない方](#)

マイナ保険証が利用できない場合の医療機関等での受付方法について

電子証明書の有効期限切れや顔認証付きカードリーダーの不具合等、何らかの事情で医療機関等での受付ができなかった場合でも、マイナンバーカードとあわせてマイナポータル画面か「資格情報のお知らせ」を提示するなどの方法により、これまで通りの自己負担額で保険診療を受けられます。

資格確認書について

資格確認書とは、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際に、ご自身の健康保険の資格があることを証明するために健康保険組合から交付される書類です。

令和7年（2025年）10月時点でマイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れ、更新されていない方に対し、令和7年（2025年）12月1日までにお手元へ届くよう資格確認書を交付し、事業所を通して配布予定です。

参考・お問い合わせ先

< S K健康保険組合 >

073-480-5855

【受付時間】 8:30～12:00／12:45～17:00

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始、その他の所定休日を除く)

< マイナンバー総合フリーダイヤル >

0120-95-0178 ※通話無料

【受付時間】 平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30

※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難等による一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

< マイナンバーカード総合サイト >

メールや電話で問い合わせる

<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/>

< 厚生労働省WEBサイト >

マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html